

## 第 4 章 教 職 員

### 第 1 節 教 職 員 定 数

平成 17 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。

区 分		小学校	中学校	高等学校	特殊学校	平成 17 年度 計	平成 16 年度 定数	前年度増減	備 考
校 長 教 員	専 任	19,837	11,014	7,717	2,591	41,159	41,104	55	
	再 任 用	31	8	109	6	154	59	95	
	非 常 勤	411	398	298	50	1,157	1,078	79	
	計	20,279	11,420	8,124	2,647	42,470	42,241	229	
養 護 教 諭	専 任	1,048	442	260	58	1,808	1,773	35	
	再 任 用	1	1			2	1	1	
	非 常 勤			1		1	1	0	
	計	1,049	443	261	58	1,811	1,775	36	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任				86	86	87	1	
	再 任 用				1	1	0	1	
	計				87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,042	481	721	133	2,377	2,369	8	
	再 任 用	1				1	2	1	
	計	1,043	481	721	133	2,378	2,371	7	
実 助 手	専 任			551	54	605	610	5	
	再 任 用			9		9	2	7	
	計			560	54	614	612	2	
用 務 員	専 任			278	43	321	334	13	
	嘱 託 員			66	4	70	58	12	
	計			344	47	391	392	1	
栄 養 職 員		328	89	6	28	451	427	24	
技 術 員	ボ イ ラ ー マ ン				6	6	6	0	
	調 理 員 ( 専 任 )			53	69	122	125	3	
	調 理 員 ( 再 任 用 )			1	1	2	0	2	
	調 理 員 ( 嘱 託 員 )			3	15	18	15	3	
	介 護 員 ( 専 任 )				139	139	139	0	
	介 護 員 ( 再 任 用 )				5	5	4	1	
	介 護 員 ( 嘱 託 員 )				23	23	18	5	
	船 員			25		25	25	0	
計			82	258	340	332	8		
合 計	専 任	22,255	12,026	9,611	3,207	47,099	46,999	100	
	再 任 用	33	9	119	13	174	68	106	
	非常勤・嘱託員	411	398	368	92	1,269	1,170	99	
	計	22,699	12,433	10,098	3,312	48,542	48,237	305	

### 第 2 節 教 職 員 の 人 事

#### 1 教職員の人 事

平成 18 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

##### (1) 人事異動方針

県民の信託にこたえて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特殊教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づいて勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2)異動状況

県立学校（特殊教育諸学校部主事は教頭に含む。）

区 分	校 長	教 頭	教 員	計
退 職	23 人	20 人	208 人	251 人
新 任	25	46	300	371
転 任	13	30	1,030	1,073
計	61	96	1,538	1,695

中学校

区 分	校 長	教 頭	教 員	計
退 職	36 人	8 人	134 人	178 人
新 任	41	63	334	438
転 任	34	30	1,064	1,128
計	111	101	1,532	1,744

小学校

区 分	校 長	教 頭	教 員	計
退 職	98 人	30 人	409 人	537 人
新 任	128	100	634	862
転 任	69	82	1,996	2,147
計	295	212	3,039	3,546

2 教員採用選考試験

平成 18 年度（平成 17 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

ア 第 1 次 試験 平成 17 年 7 月 21 日

イ 第 2 次 試験 第 1 日目 平成 17 年 8 月 23 日

第 2 日目 平成 17 年 8 月 24 日

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門、教科専門、小論文）、実技試験、クレペリン検査、口述試験、泳力テスト

(3) 選考結果

県立学校

区 分	志 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数	区 分	志 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
国 語	206 人	185 人	34 人	30 人	農 業	65	63	2	2
地 歴	311	269	13	12	情 報	179	151	4	3
公 民	145	112	5	3	福 祉	46	38	2	2
数 学	255	225	42	39	建 築	10	10	3	3
理 科	272	227	43	36	土 木	-	-	-	-
美 術	1	1	1	1	化学工業	8	8	1	1
保健体育	365	335	27	26	デザイン	3	3	1	1
家 庭	102	91	9	8					
商 業	174	151	16	14					
英 語	263	227	32	27	高校計	2,504	2,186	249	222
機 械	39	33	9	9	特殊教育 諸学校	550	492	99	91
電 気	60	57	5	5	合 計	3,054	2,678	348	313

(注) 特殊教育諸学校には、小学校・中学校・高等学校からのまわし分を含む。特別選考試験分を含む。

中学校

区 分	志 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
国 語	298 人	270 人	44 人	46 人
社 会	465	406	27	23
数 学	238	218	57	56
理 科	182	163	26	26
音 楽	267	228	24	22
美 術	171	134	17	17
保健体育	443	398	44	42
技 術	30	27	6	6
家 庭	118	101	13	13
英 語	497	434	72	71
計	2,709	2,379	330	322

(注) 推薦・特別選考試験分を含む。

(注) (3) 選考結果の各表の合格者は補欠者数を含む。

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	3 人	2 人	1 人	1 人	7 人
県立学校	3	2	1	4	10
計	6	4	2	5	17

小学校

区 分	志 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
小学校	2,324 人	2,094 人	670 人	611 人

養護教諭

志 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
399 人	372 人	52 人	52 人

### 第 3 節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士 3 人に顧問を委嘱している。

平成 17 年度における争訟件数は、次のとおりである。

争訟の係属状況

区 分	平成 17 年度（件数）			
	4/1 現在	増	減	3/31 現在
措置要求	123	66	108	81
不服申立	10	3	2	11
訴 訟	6	7	8	5
計	139	76	118	97

### 第 4 節 教 職 員 の 免 許

免許状授与件数

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

区 分	専修免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高等学校	404	4,812	...		9	5,225
中学校	247	2,942	266		1	3,456
小学校	64	762	302			1,128
幼稚園	4	583	2,381	...		2,968
養護	6	91	149	...		246
栄養		66	18	...	...	84
盲学校			10	...		10
聾学校		12	9	...		21
養護学校	7	125	73	...		205
自立活動	...		...		...	
盲特	...		1		1	2
聾特	...					
計	732	9,393	3,209		11	13,345

（注）「...」は、免許状授与規定のない箇所である。

### 第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

#### 1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 17 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講座数	延授与単位数
教 科 に 関 する 科 目	2	78
教 職 に 関 する 科 目	14	753
養 護 に 関 する 科 目	1	32
特 殊 教 育 に 関 する 科 目	7	361
計	24	1,224

## 2 小学校教諭免許状取得研修事業

小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は盲・聾・養護学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 17 年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部（文学部教育学科）

期 間 平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで

人 員 80 人

## 第 6 節 教職員の給与及び退職手当

### 1 給与改定について

項 目	改 正 内 容
1 給 料 表	国の俸給表に準じて改定する。 なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表（平成 17 年 4 月較差改定）に準じて改定する。
2 期末・勤勉手当	ア 勤勉手当の年間支給割合を国に準じて改める。 （12 月期 + 0.05 月分） イ 平成 17 年 12 月期に支給する期末手当は、国の内容に準じて公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上で支給する。 ウ 勤勉手当の支給割合を国に準じて改める。 （6 月期：0.7 月分 0.725 月分、12 月期：0.75 月分 0.725 月分）
3 改 定 時 期	平成 17 年 12 月 1 日 （なお、上記 2 のウについては平成 18 年 4 月 1 日改定）

### 2 給与構造改革に係る給与制度の見直しについて

項 目	改 正 内 容
1 給料表の改定	国の俸給表に準じて改定する。 なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表（平成 18 年 4 月制度改正）に準じて改定する。 <b>特徴</b> 給料表水準の引き下げに合わせて、給与カーブのフラット化を進める。職務の級ごとの給料水準の重なりを縮減し、職務の級と役職の段階との関係を再整理する。 （行政職については現行の 1・2 級、4・5 級をそれぞれ統合する） きめ細かい勤務実績の反映を行うために、現行の号給を 4 分割する。
2 地域手当の新設	調整手当を地域手当に改め、暫定的な措置として、県内の公署に勤務する職員については県内を一つの地域としてとらえて支給し、平成 18 年度の支給割合は 10%とする。 <b>地域手当</b> 国は民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、これまでの調整手当に替えて主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当（3～18%、6 段階）を支給することとした。
3 昇給制度	・昇給時期を年 1 回（4 月 1 日）とするなど、国に準じて改定する。 ・昇給区分（昇給幅）については、4 段階程度の区分を設ける。
4 退職手当	国に準じて改正する。
5 その他（経過措置）	給料表の改定に伴い給料月額が減額となる職員については、従来受けていた額に達するまでの間、従来の給料月額を保障する。
6 改定時期	平成 18 年 4 月 1 日

### 3 退職手当

平成 17 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (17.4.1~18.3.31)

区 分	退 職 手 当	
	支 給 人 員	支 給 総 額
小 学 校	1,727	21,308,931,925
中 学 校	724	6,545,207,540
高 等 学 校	657	7,171,748,436
特 殊 教 育 諸 学 校	471	1,130,164,005
計	3,579	36,156,051,906

## 第 7 節 退職後の年金及び公務災害補償

### 1 年金

平成 17 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和 37 年 12 月 1 日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支 給 人 員	年 金 額
普 通 恩 給	142 人	286,678,575 円
扶 助 料	465	727,896,428
普 通 年 金	22	19,551,681
遺 族 年 金	9	6,429,199
計	638	1,040,555,883

### 2 公務災害補償

#### (1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害(負傷, 疾病, 障害, 死亡)による損害に対しては、「地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況

(17.4.1~18.3.31)

区 分		療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公務災害	義務制学校	34,040,268 (157)	0 (0)	13,393,282 (6)	30,719,224 (12)	( )	( )	11,487,391 (23)	89,640,165 (198)
	非義務制学校等	8,128,883 (56)	0 (0)	6,487,368 (3)	32,295,165 (12)	( )	( )	10,052,164 (19)	56,963,580 (90)
	計	42,169,151 (213)	0 (0)	19,880,650 (9)	63,014,389 (24)	0 (0)	0 (0)	21,539,555 (42)	146,603,745 (288)
通勤災害	義務制学校	7,152,177 (6)	0 (0)	5,476,100 (3)	6,294,998 (3)	( )	( )	2,354,249 (6)	21,277,524 (18)
	非義務制学校等	786,156 (6)	0 (0)	3,129,400 (2)	386,616 (1)	( )	( )	739,616 (4)	5,041,788 (13)
	計	7,938,333 (12)	0 (0)	8,605,500 (5)	6,681,614 (4)	0 (0)	0 (0)	3,093,865 (10)	26,319,312 (31)
合 計		50,107,484 (225)	0 (0)	28,486,150 (14)	69,696,003 (28)	0 (0)	0 (0)	24,633,420 (52)	172,923,057 (319)

1 単位は円 2 ( )は補償人員

3 義務制学校とは、小学校、中学校、特殊教育諸学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特殊教育諸学校の高等部、大学、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第35号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成17年度は、該当者0人。補償額0円。

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償(教職員課所管)

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」により、「国(厚生労働省)」が補償を行うこととされている。

平成17年度は、該当者8人。

## 第8節 教職員の福利厚生

### 1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された特殊法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成18年3月末現在の本県における組合員は48,534人である。

なお、当支部における平成17年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短期給付		福祉事業		介護納付金	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
一般組合員	給料	37.00	37.44	1.65	1.65	4.58	4.58
	期末手当等	29.60	29.95	1.32	1.32	3.66	3.66
船員組合員	給料	29.50	52.44	1.65	1.65	4.58	4.58
	期末手当等	23.60	41.95	1.32	1.32	3.66	3.66

(注) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に0.44・期末手当等に0.35を含む。

平成 17 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数	金 額
療 養 の 給 付	403,294 件	4,055,436,417 円
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,410	38,252,690
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	29	1,399,003
家 族 療 養 の 給 付	386,836	3,443,400,260
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,342	49,440,320
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	145	5,981,873
高 額 療 養 の 給 付	1,193	140,943,507
高 額 療 養 費	21,681	99,644,916
家 族 療 養 費	15,129	78,580,625
高 額 療 養 費	2,671	234,595,342
薬 剤 支 給	230,679	1,192,823,584
移 送 費	0	0
出 産 費	674	274,793,679
家 族 出 産 費	333	109,793,199
家 族 葬 費	50	27,505,236
家 族 葬 費	164	65,144,118
計	1,069,630	9,817,495,769

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数	金 額
傷 病 手 当 金	736 件	152,304,929 円
出 産 手 当 金	13	2,129,360
休 業 手 当 金	7	994,235
育 児 休 業 手 当 金	7,486	955,077,841
介 護 休 業 手 当 金	114	14,393,960
計	8,356	1,124,900,325

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数	金 額
甲 慰 金	0 件	0 円
家 族 甲 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	4	5,263,170
計	4	5,263,170

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数	金 額
家 族 療 養 費	3,255 件	129,418,300 円
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
出 産 費	670	13,801,235
家 族 出 産 費	333	8,246,409
家 族 葬 料	49	1,225,000
家 族 葬 料	164	4,153,020
傷 病 手 当 金	134	23,001,291
災 害 見 舞 金	4	3,157,902
結 婚 手 当 金	750	60,000,000
入 院 附 加 金	2,416	14,331,500
小 計	7,775	257,334,657
一 部 負 担 金 払 戻 金	5,300	196,613,700
計	13,075	453,948,357



(2) 長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	83.65	85.8625	105.525	107.7375	義務教育職員 140.6 その他の教職員 77.0
期 末 手 当 等	66.92	68.69	84.42	86.19	

(注) 負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に21.5・期末手当等に17.2含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375・期末手当等に0.3含む。

平成17年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年金の支給件数と金額

給 付 種 目	件 数	金 額
退 職 共 済 年 金	696 件	1,292,625,700 円
障 害 共 済 年 金	36	46,494,600
遺 族 共 済 年 金	30	43,811,500
計	762	1,382,931,800
退 職 届 書	663	

備考 共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3) 福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の保健、保養及び教養を高めるための事業を実施しており、平成17年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック、配偶者人間ドック、メンタルヘルス相談、へき地医薬品券配布、厚生施設等利用補助、介護講座、福利厚生等相談など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成17年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成18年3月末における貸付残高は、件数で14,892件、金額で577億1,829万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸 付 種 目	件 数	金 額
一 般 貸 付	532 件	783,100,000 円
住 宅 災 害 貸 付	361	3,636,600,000
教 育 貸 付	0	0
災 害 貸 付	136	266,300,000
医 療 貸 付	0	0
結 婚 祭 貸 付	4	4,000,000
葬 祭 貸 付	28	42,500,000
高 額 医 療 貸 付	4	6,000,000
出 産 貸 付	0	0
	5	1,500,000
計	1,070	4,740,000,000

## ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。

平成 17 年度末における共済組合の住宅保有戸数は、県立高校分 26 戸、市町村立学校分 6 戸である。

## エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 17 年度における利用状況は、次のとおりである。

### 宿 泊 等 利 用 人 員

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	24,149 人	10,416 人	34,565 人
泊 外	257,522	44,530	302,052
計	281,671	54,946	336,617

## 2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置され、昭和 47 年 5 月 1 日に公益法人の認可を得て財団法人となったもので、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために医療福祉、厚生、福利給付等の事業を実施している。

### (1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 18 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,120 人であった。

役員は、会長、副会長（3 人）、委員（会長及び副会長を含め 9 人）、運営審議会委員（40 人）、及び監事（4 人）の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

### (2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金（給料の月額×1/100）及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

#### ア 医療福祉事業

家族医療費補助金、死亡弔慰金、災害見舞金、傷病手当金、介護手当金、看護補助者雇用費補助金、身体障害者補装具購入費補助金及び選択型医療福祉事業費の給付。

#### イ 厚生事業

結婚祝金、遺児育英金、水防服購入費補助金及び選択型厚生事業費の給付並びに各種厚生事業。

#### ウ 福利給付事業

会員医療費補助金、入学祝金、義務教育終了祝金、退会祝金及びライフプラン援助金の給付並びに住宅貸付、一般資金貸付、新規採用者臨時資金貸付及び高額通勤手当資金貸付。

## 3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 18 年 3 月 31 日現在の加入者数は 33,304 人、貯金残高は 113,362,072,811 円であった。

#### 4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和56年2月から実施し、昭和59年6月に財形年金、昭和63年4月に財形住宅を加えた。

平成18年3月31日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 7,620件

財形年金 5,052件

財形住宅 1,666件

#### 第9節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成17年度の研修実績は次のとおりである。

研修名	対象者	人員	期間	日数	研修内容
(1)新規採用者研修 ア 前期	平成17年度採用者	34	4/18, 21, 25	3日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など)
イ 後期	"	35	9/12, 15, 22	3日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者前期研修	平成10・11年度採用者	20	10/20, 24, 27, 31 11/7, 10, 14	7日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主査研修 ア 新任	平成17年度昇任者	31	5/30, 6/9, 13	3日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
イ 現任	平成12年度昇任者	34	6/23, 27	2日	
(4)新任事務長研修	平成17年度昇任者	30	5/12, 19	2日	事務長としての自覚役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題グループワーク等)
(5)特別研修 コンピュータ教育	希望者	23	6/20, 21	2日	表計算初級コース(2日間)
	"	107	10/3, 4, 6, 7	4日	表計算中級コース(2日間×2回)
	"	52	7/4, 5, 7, 8	4日	表計算上級コース(2日間×2回)
(6)職場研修	平成17年度採用者	36	4/1~ 概ね2か月間	20日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)